

## Instagram 徳島市公式アカウント運用ポリシー

令和6年8月23日

徳島市経済部にぎわい交流課

にぎわい交流課では、Instagram（インスタグラム）を通じた情報発信を行うにあたり、次のとおり徳島市公式アカウント（以下、「本アカウント」という。）の運用ポリシーを定めます。本アカウントのご利用にあたっては、運用ポリシーに合意の上ご利用ください。

### 1 アカウント情報

- (1) ユーザーネーム：tokushima.city
- (2) 名前：TOKUSHIMA CITY PROMOTION【徳島市公式】
- (3) アカウント URL：https://www.instagram.com/tokushima.city

### 2 情報発信の目的

徳島市の魅力を世界に発信することで、徳島市の認知度向上、徳島市ファンの獲得及び観光客の誘致を図るとともに、徳島市民に徳島市の魅力を再認識してもらう。

### 3 情報発信の内容

- (1) 徳島市の観光スポット、自然、歴史、文化、食などに関する写真・動画を投稿します。
- (2) 本アカウントをフォローしている利用者が「#写真で魅せる徳島市」を付けて投稿した写真・動画を再投稿します。

### 4 アカウント運営主体

徳島市企画政策局にぎわい交流課

### 5 管理責任者及び担当者

- (1) 管理責任者：にぎわい交流課長
- (2) 担当者：にぎわい交流課課員

### 6 対応時間

担当者が必要に応じて不定期に投稿します。

### 7 コメント等への返信

- (1) 原則、投稿した情報等に対するコメント及びダイレクトメッセージ等には返信しま

せん。ただし、管理責任者の判断で、業務上必要があると認める場合は返信することがあります。

- (2) 原則、他の利用者をフォローしません。ただし、管理責任者の判断で、業務上必要があると認める場合はフォローすることがあります。

## 8 禁止行為

利用者が本アカウントにコメントを投稿するにあたり、以下のような内容の投稿を禁じます。利用者の投稿内容が以下のいずれかに該当する場合には、事前に通告することなくコメントの削除、利用制限等を行う場合があります。

- (1) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなど、個人のプライバシーに関わる内容
- (2) 徳島市又は第三者を誹謗、中傷し、または名誉もしくは信用を傷つけるおそれのある内容
- (3) 徳島市又は第三者の著作権、肖像権、知的財産権などを侵害するおそれのある内容
- (4) 他の利用者又は第三者等になりすますなど、虚偽や事実と異なる内容
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とした内容
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるおそれのある内容
- (7) 違法行為又は違法行為を煽るおそれのある内容
- (8) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある内容
- (9) 単なる噂又は噂を助長させるおそれのある内容
- (10) 法令や公序良俗に反するおそれのある内容
- (11) 本アカウントの趣旨に関係のない内容
- (12) Instagram が定める利用規約に反する内容
- (13) その他アカウント運営主体が不適切と判断した内容

## 9 著作権

- (1) 本アカウントから発信する個々の情報（文章、写真、イラストなど）に関する著作権は、徳島市に帰属します。
- (2) 本アカウントから発信する内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転載することはできません。
- (3) 第三者が投稿した画像・動画を本アカウントで再投稿する場合があります。当該再投稿にあたっては、その利用目的を特定し、当該第三者が著作権者であることを確認し、利用及び改変等の許諾を得たうえで本アカウントで再投稿します。

## 10 個人情報の取扱い

本アカウントで取得した個人情報については、徳島市個人情報保護条例に基づいて、

適切に管理いたします。

#### 11 免責事項

- (1) にぎわい交流課は、本アカウントの投稿における情報の正確性、完全性、有用性については細心の注意を払って行いますが、それを保証するものではありません。
- (2) にぎわい交流課は、他の利用者が投稿した写真・動画を再投稿する場合に、当該投稿の内容について一切の責任を負わないものとします。
- (3) にぎわい交流課は、利用者が本アカウントを利用したこと、もしくは利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても一切責任を負いません。
- (4) にぎわい交流課は、利用者により投稿された本アカウントに対するコメントについて一切責任を負いません。
- (5) にぎわい交流課は、本アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブル・紛争が発生した場合でも一切責任を負いません。
- (6) にぎわい交流課は、予告なく運用ポリシーの変更や運用方法の見直しまたは中止をする場合があります。

#### 12 問い合わせ先

徳島市経済部にぎわい交流課

電話：088-621-5232

FAX：088-621-5457

メールアドレス：nigiwai\_koryu@city-tokushima.i-tokushima.jp

以上